

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

I (地震・津波)

本市近傍においては、中央構造線や田辺市付近において活断層の存在が確認されており、直下型地震や海溝型地震を考慮に入れた被害を想定している。

地震調査研究推進本部が公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧によると、南海トラフにおいてマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると言われている。

また、海南市地域防災計画によると、**地震被害**は下記の通り想定している。

1. 津波被害

津波災害の履歴

- ・昭和南海地震（昭和21年12月21日 4時19分頃）

震源は、潮岬南南西約50kmの沖合（統計135度36分・北緯33度00分）と推定され、和歌山測候所の観測によると震度5で有感継続時間5分だった。災害は地震動そのものによる直接被害は少なく、津波による被害が甚大で、地震後40分ぐらいで第1回の津波が来襲しており、大波は少なくとも3回以上あり、第3波が最も大きく、波高は3.5mに達したと記録されている。

津波による被害想定

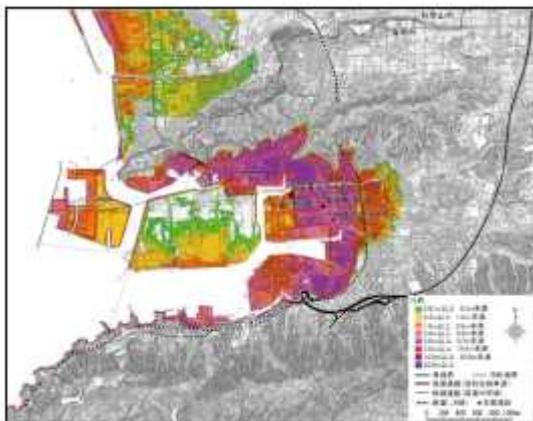
- ① 東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定（マグニチュード8.7想定）

海南市では最大6mの津波高、平均津波高5mが予想される。津波の到達時間は、約47分後に第一波最大津波が来襲する。津波浸水面積は530haで、当所が立地する市街地域において、3m～5mを越える津波浸水が予想されている。津波被害が想定される海岸の背後地域には、世界的シェアを誇る高付加価値製品の製造企業群が集積しており、中に入れば商業・小売業が集積している。

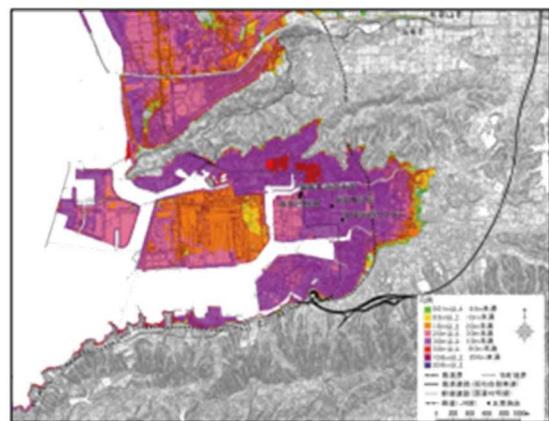
- ② 南海トラフ巨大地震による浸水想定（マグニチュード9.1想定）

海南市では最大8mの津波高、平均津波高6mが予想されている。津波の到達時間は、約39分後に津波高1mが到達し、約54分後に津波高5mが来襲する。津波浸水面積は670haで、当所が立地する市街地域の津波の浸水深は、3m～5mと予想されている。津波被害が想定される海岸の背後地域には、世界的シェアを誇る高付加価値製品の製造企業群が集積しており、中に入れば商業・小売業が集積されている。

東海・東南海・南海3連動地震



南海トラフ巨大地震



【出典 平成25年和歌山県津波浸水想定図（東海・東南海・南海3連動地震）】

2. ライフライン被害 ※旧下津町エリアも含む

① 上水道被害の予測

上水道については、水道人口53,100人のうち、東海・東南海・南海3連動地震では発災直後の断水人口が52,500人で断水率は99%、南海トラフ巨大地震では発災直後の断水人口が53,100人で断水率は100%となっている。

② 電力施設被害の予測

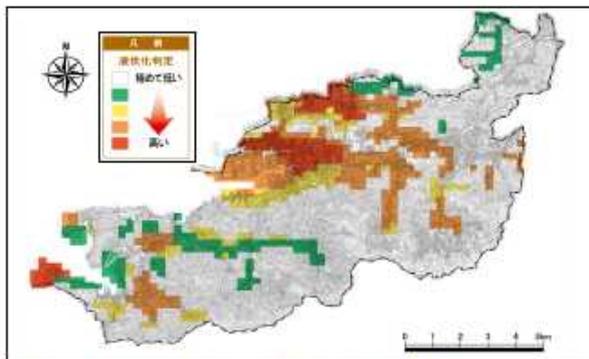
電力施設については、東海・東南海・南海3連動地震では1日後の停電件数が610件で停電率は2%、南海トラフ巨大地震では1日後の停電件数が18,700件で停電率は100%となっている。

③ 通信施設被害

通信施設については、東海・東南海・南海3連動地震では発災直後の不通回線数が4,100件で不通率は31%、南海トラフ巨大地震では発災直後の不通回線数が13,000件で不通率は100%となっている。

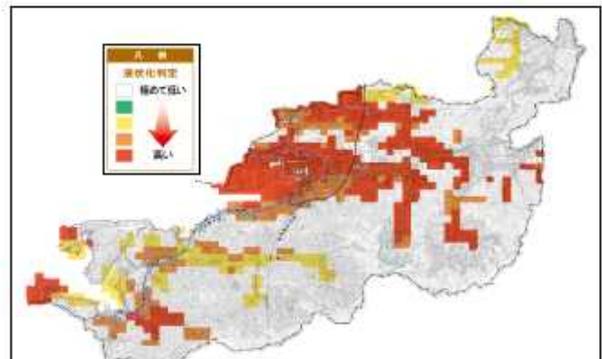
3. 液状化による被害

東海・東南海・南海3連動地震



120 和歌山県液状化危険度予測図（東海・東南海・南海3連動地震）をもとに編集

南海トラフ巨大地震



120 和歌山県液状化危険度予測図（南海トラフ巨大地震）をもとに編集

II (水害)

和歌山県が、洪水に対して早めの避難を促し、被害の軽減を図るため、おおむね1000年以上に1回程度の想定最大規模の降雨(12時間で767mm)によって起こる洪水を想定し、県管理河川の21河川について洪水浸水想定図を公表しており、本市にかかる河川は以下のとおりである。

① 日方川洪水

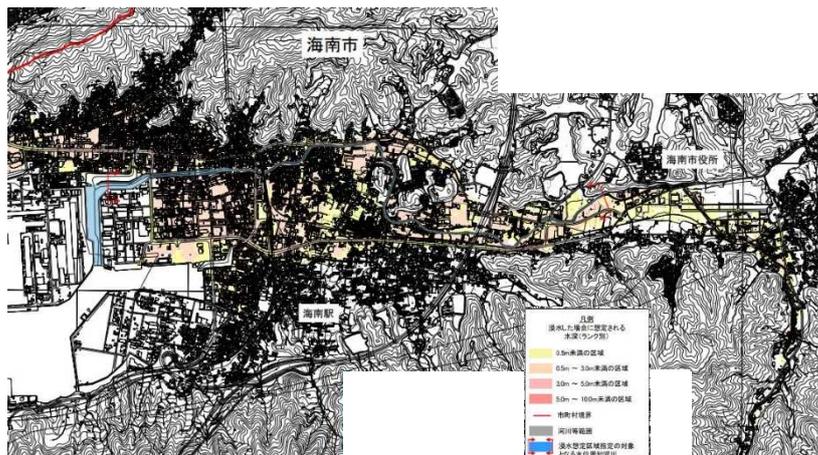
船尾、名高、重根の一部地点では、5.0m未満の浸水が想定されているほか、黒江、船尾、日方、名高、井田、大野、幡川の大部分や、重根の一部では3.0m未満の浸水が想定されています。

② 亀の川洪水

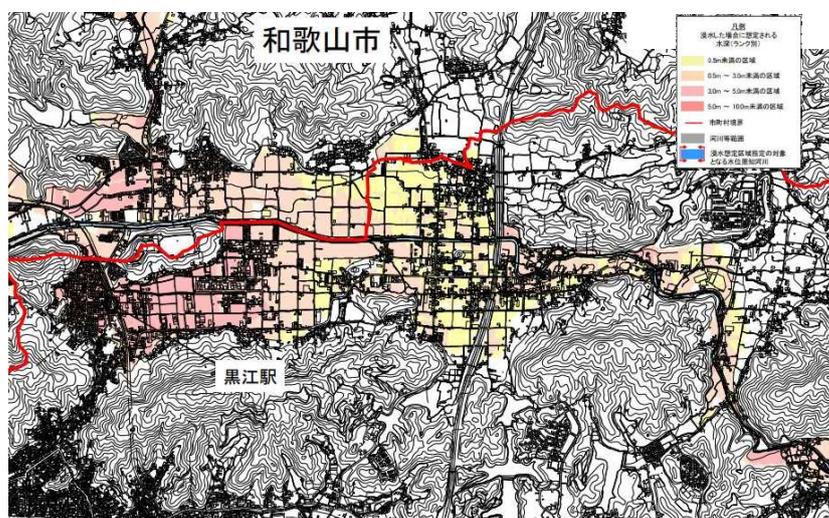
JR黒江駅周辺の岡田の一部の地点では5.0~10.0m未満の浸水、岡田の大部分や、黒江、且来の一部地域では5.0m未満の浸水が想定されています。また、亀の川沿いである且来、小野田の一部の地域では3.0m未満の浸水が想定されます。

阪井、木津、次ヶ谷地区などでは亀の川沿いの地域で浸水が予想され、河川の湾曲角度がきつい上流の地点では5.0~10.0m未満の浸水が想定されています。

日方川洪水予想



亀の川洪水予想



【 出典 平成31年2月公表和歌山県洪水浸水想定図 】

Ⅲ (土砂災害)

土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所は、北部は城ヶ峰、県道160号線沿い、野尻山周辺に多く見られる。南部では、黒江湾岸から内陸へ向かって重根付近まで達する沖積平野の山裾や山谷部に多く見られる。地すべり危険箇所は、東畑地区周辺に多く見られ、これらは地すべりを生じやすい三波川変成岩の地質特性によるものと考えられる。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1, 634人
- ・ 小規模事業者数 1, 375人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	282	242	山間部に多い
	卸売り小売業	511	403	市内中心に多い
	サービス業等	841	730	市内各地に分散されている

(3) これまでの取組

①当市の取組

項目	実施状況等 (実施時期)
海南市地域防災計画の策定	令和6年2月改訂
海南市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	令和2年12月改訂
防災訓練の実施	年1回実施 (令和6年11月10日)
備蓄物資 (感染症等対策以外)	食料等(水・アルファ米等) 1.8万人の1日(3食)分
備蓄物資 (感染症等対策)	簡易トイレ関係、間仕切り、 使い捨て手袋・ガウン、 フェイスシールド等
土砂災害啓発研修会の開催	下津第二中学校生徒・地域関係者 (令和6年5月31日実施)
孤立集落通信訓練の開催	自主防災組織 43団体 (令和6年1月～2月実施)
地域防災活動支援事業重点 地区訓練の実施	塩津地区 (令和6年11月実施)

②当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・海南市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・会報での保険の案内やセミナー開催の周知
- ・事業継続力強化計画策定支援

2 課題

・現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

なお、BCPセミナーの開催や日常的にBCPを身近に感じてもらうためには、海南商工会議所への広報活動では幅広い周知が難しいため、海南市や関係団体との連携方法を構築する必要がある。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当市との間におけ

る被害情報報告、共有ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておく。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・BCPセミナーの開催や日常的にBCPを身近に感じてもらうため、海南商工会議所が発行する商工ニュースや海南市が発行する海南市報に継続的に記事を掲載し、幅広く周知を図る。
- ・地域の産業構造を踏まえ、サプライチェーンにおいて重要な役割を果たしている日用品製造業者、漆器製品製造業者、輸送業者を重点的にサポートを行う。
- ・以上のことを踏まえ、具体的に下記のとおり目標値を設定する。

○成果目標

	R7	R8	R9	R10	R11	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	8	8	8	8	8	40
事業活動に影響を与える自然災害のリスクの認識に向けた注意喚起及び事業継続力強化に関する啓発者数	1,039	1,039	1,039	1,039	1,039	5,195
事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップ	10	20	30	40	50	150
事業者数（経済センサス）	1,634					—

事業継続力強化計画策定事業者数の数的根拠

経営指導員 3名 × 事業者数 2名 = 6名

経営支援員 2名 × 事業者数 1名 = 2名 合計 8名

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催 当所会報に掲載 市報に掲載	年1回ずつ
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援	職員派遣、専門家派遣のあっせん	年5事業者
情報連絡体制の整備	当所と当市との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備	当所と当市の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認	随時
連携体制の推進	当所と当市との間で、発災後速やかな復興支援が行えるよう、復興支援に向けた情報共有や連携した支援体制を整備	当所と当市の担当者会議を開催し、発災後の情報共有方法や復興支援関係者会議の開催時期、復興支援内容等を確認	随時
保険・共済に対する助	保険・共済に対する助	勉強会開催	年1回

言と加入促進	言を行える当所経営指導員等職員の育成		
--------	--------------------	--	--

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

5 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と海南市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・発災時に混乱なく応急対策等できるよう下記の取り組みを行う。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・海南市と共催で開催している、「海南市創業セミナー」にて、新規創業者に対し災害リスクを周知するとともに、対策を講じたセミナーを開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症はい、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画（令和2年作成）。

③関係団体等との連携

- ・和歌山県火災共済協同組合およびアクサ生命保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当所、当市、下津町商工会で状況確認や改善点等について情報共有を行い、必要に応じて協議を実施する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6弱の地震）が発生したと仮定し、当市町村との連絡

ルートの確認等を行う。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、海南市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・当所と当市町村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がかまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

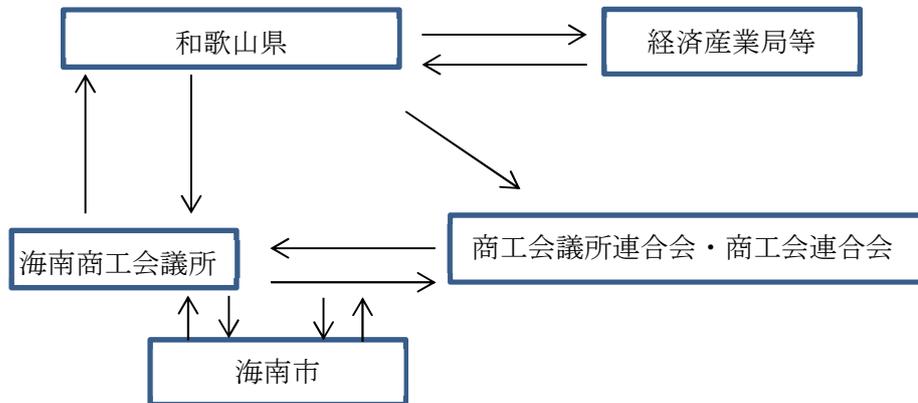
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「海南市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・当所と各市町村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と各市が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や各市町村地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当所より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と各市が共有した情報を和歌山県の指定する方法にて当所又は各市から和歌山県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、海南市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、各市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・海南市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山商工会議所連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、海南商工会議所及び海南市のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和6年9月現在)
1 実施体制	
(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph LR; A[海南商工会議所] --- B[法定経営指導員、経営指導員、 経営支援員、その他職員]; C[海南市] --- D[防災担当課、商工担当課]; A <--> C;</pre>	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先	
法定経営指導員 高野 拓哉	
経営指導員 林 祐太・古賀 恵	
経営支援員 畠中 貴紀・山崎亜侑香 (連絡先は下記3 (1) 参照)	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言	
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
(1) 海南商工会議所 相談事業課	
〒642-0002 和歌山県海南市日方1294-18	
TEL : 073-482-4363 / FAX : 073-482-7370	
E-mail : info@kainan-cci.or.jp	
(2) 海南市 産業振興課	
〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地	
TEL : 073-483-8460 / FAX : 073-483-4866	
E-mail : sangyosinko@city.kainan.lg.jp	
4 その他	
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	430	430	430	430	430
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンプ、チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、和歌山県小規模事業者支援補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。